

山梨県北巨摩郡大泉村

史跡 谷戸城跡 I

平成10年度 環境整備事業に伴う発掘調査概報

1999.3

大泉村教育委員会

序

史跡谷戸城跡は平成5年11月29日付けで国の史跡に指定されています。この谷戸城跡は甲斐国志の記述を基に甲斐源氏・武田氏の祖、逸見清光の居城と推定されてきましたが、その内容はよく解っていませんでした。このような中、平成6年度から進められた用地買上げ事業も終盤を迎え、平成10年度から整備のための面的調査を実施することになりました。

また、一方で昭和56年以降公園整備に伴い小規模ではありますが発掘調査が行われてきましたし、国の史跡指定を受けるための取組みとして谷戸城跡調査保存整備委員会を組織し、その検討を踏まえて地中レーダー探査を、平成7年度から9年度までは村内遺跡発掘調査事業として文化庁、山梨県の補助を受けながら調査を実施してまいりました。ここではこれまでの経過、研究の現状について概要をまとめ、平成10年度の調査成果と合わせて報告し、研究の基礎資料としてまとめました。

さて、平成10年度は二の郭、五の郭の調査に着手しましたが、ここからは建物遺構、空堀等が検出され、その規模は予想を上回るものでした。しかし、遺物はあまり出土しませんでしたので、今後慎重に検討し、その位置付けを確かなものとしていかなければなりません。このような状況からより早期の整備が待ち望まれるところですが、整備には調査の成果を十分に反映させたいと考えておりますので今少しの時間が必要となります。今後継続します調査についてご理解とご支援を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、今回の調査にご指導、ご協力を頂きました関係各位に深く感謝申し上げます。

平成11年3月

大泉村教育委員会

教育長 藤原 昭

例 言

- 1 本書は平成10年度に実施された史跡谷戸城跡の環境整備事業に伴う発掘調査の概報である。
- 2 本調査は文化庁、及び山梨県の補助金を受けて大泉村教育委員会が実施した。
- 3 本調査の期間は平成10年7月27日～12月21日までで、調査面積は780m²を測る。
- 4 本書の執筆、編集は伊藤と渡邊が行なった。執筆分担は伊藤が第2、3章を、第1、4章を渡邊が執筆した。
- 5 発掘調査、及び本書の作成に当たっては次の諸氏、諸機関のご助言、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。
小野正文 谷口一夫 新津 健 萩原三雄 元中 真 森原明廣 八巻與志夫
(敬称略、五十音順)
文化庁 山梨県教育委員会学術文化財課
山梨県埋蔵文化財センター
- 6 本調査の諸記録、出土品は全て大泉村歴史民俗資料館に保管してある。

目 次

第1章 遺跡の立地と環境

- 1 自然環境..... 1
- 2 歴史的環境..... 2～4

第2章 谷戸城跡を取り巻く経過と保存への動き

- 地中レーダー探査について..... 5～7

第3章 調査保存整備委員会と整備基本構想

- 1 調査保存整備委員会の設立の経過..... 9
- 2 整備基本構想について..... 9～12

第4章 調査の経過と本年度の成果

- 1 過去の調査とその成果..... 13～15
- 2 本年度の調査とその成果..... 16～21

※表紙写真・表 - 史跡谷戸城跡鳥瞰写真
裏 - 平成10年度調査区全景写真

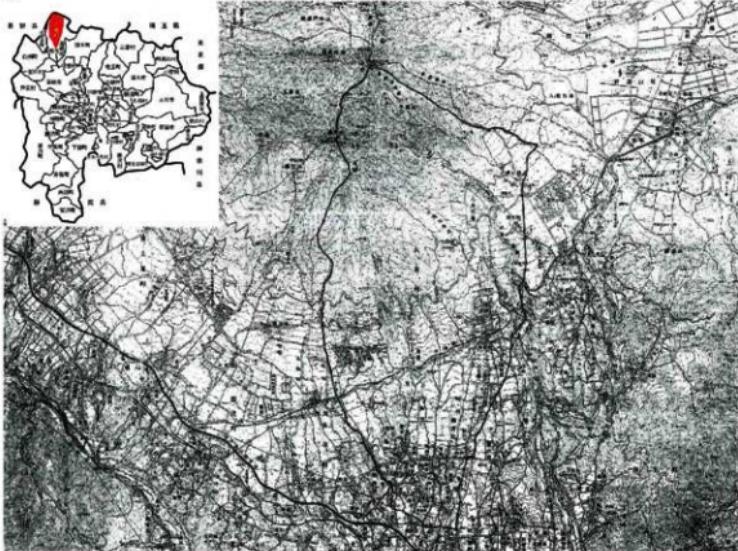
第1章 遺跡の立地と環境

1 自然環境

大泉村は山梨県の最北端、長野県との県境に位置し、八ヶ岳連峰の主峰赤岳の頂上（2,899m）から南へ標高760mあたりまでの範囲に広がる村である。県内の気候区分では少雨冷涼区に属し、夏は涼しいが、冬は「八ヶ岳風」と呼ばれる強い北風の影響もあってとても厳しいものとなる。しかし「八ヶ岳南麓域」という言葉が示すとおり、南向きの傾斜地に立地する本村は冬でも日照時間が長いため、雪解けも多い。

八ヶ岳南麓には赤岳やその南方の権現岳、三ッ頭から放射状に流れる水系が発達しているが、一般に火山地域では、地面に降り注いだ水分は一度地下に浸透して伏流水となり、ある地点で湧水として現れる。本村も例外ではなく、表流水に比べ伏流水・湧水の水量が豊富という特徴がある。村内には12の河川が流れているが、上流へと遡るといずれも標高1,500～900mの地点に存在する湧水に突き当たる。前述のように少雨冷涼区に属する本村は、県内では甲府盆地に次いで降水量は少ない。そのため、農業においてはこれらの湧水に対する依存度は必然的に高いものとなる。これらの理由から、冷たい湧水の暖水化と少雨による水不足に備えるため、溜池が多く造られている。

村内の地形区分は標高1,300～1,400mを境として「火山体」とその「裾野」に分けられる。前者は傾斜角度にして20°～30°以上、後者は20°以下に分けることができ、現在の集落の中心は標高950m以下、傾斜角度10°以下の緩傾斜地に立地している。この緩傾斜地には「流れ山」といわれる独立丘も点在し、谷戸城もこの中の一つに占地している。谷戸城からは大泉村はもちろんのこと、南には垂崎市新府城も見渡せるなど眺望に優れており、このような要素が城の選地に当たっての基準のひとつになったものと考えられる。



第1図 大泉村の地理的環境

2 歴史的環境

1 谷戸城研究略史

史跡谷戸城跡は、茶臼山或いは城山とも呼ばれ、最頂部の標高860m余、周囲との比高差約30mの独立丘を利用して築かれた城跡で、城主は甲斐源氏の祖、逸見冠者黒源太清光と伝えられている。その構造は主郭を中心に5つの郭を北、東、西の3方向に配したもので、急斜面となっている南側には帯郭を数段設けている。また、城の西と東を流れる西衣川と東衣川は天然の堀としての機能を果たしている。現在も土塁や堀の跡が良好に残っており、このことが谷戸城修築説の根拠のひとつとなっている。

谷戸城に関連する文献資料としては、まず『吾妻鏡』が挙げられる。治承4年9月15日条に武田信義と一条忠頼が源頼朝の使者北条時政と「逸見山」で会見したとの記事があり、この「逸見山」が谷戸城に比定されている。「逸見」とは当時この辺り一帯を逸見郷と称したため、現在逸見という地名は残っていないが、城跡の西には逸見神社があり、江戸時代末期に編纂された『甲斐国志』によると古くは城跡の南にあったとされている。だが、同じく『甲斐国志』はこの逸見山について、地名が残っていない点と居館と要害が少々離れた位置に存在することもあるということから、谷戸城は要害で、その居館は交通の便の良い北巨摩郡須玉町若神子にあったのではないかとし、逸見山が若神子にある可能性を指摘している。また、その要害についても同町にある源太ヶ城に触れるなど、「逸見山」についてはいまだ不明な点が多いが、逸見山が「一本武田系図」の裏書に見られる「逸見村山」の誤記ではないかという指摘もある^①。「逸見村山」は現在の北巨摩郡高根町村山北割・同西割・同東割の一帯に比定されている。

また『甲斐国志』は、現在城跡の遺構として確認される土塁や堀跡が、天正10年（1582）のいわゆる「天正壬午の戦い」に際して後北条氏により修築されたものと推測している。この時は若神子城に北条軍が、新府城に徳川軍が布陣するが、この間に両軍とも周辺の城や砦を改修・整備して防備に努めている。この一連の動きのなかで谷戸城にも手が加えられたと考えてのことであろう。

そしてこの谷戸城を本拠にしたとされる逸見冠者黒源太清光は、常陸國武田莊を本拠とした武田冠者刑部三郎義清の嫡子として、天永元年（1110）に誕生した。それまで常陸国内で活動していた義清・清光親子だが^②、大治5年（1130）、清光の遂行に対する常陸國司の訴えが朝廷に認められ、甲斐国市河莊に配流となる（『長秋記』、『尊卑分脈』）。その後清光は八ヶ岳南麓の逸見莊に入り、徐々にその勢力を拡大していくものと考えられる。その過程について知ることはできないが、多くの男子を儲けた清光は、それぞれを国中地方に進出させ、甲斐国内における源氏勢力伸長の契機をつくることとなるのである。

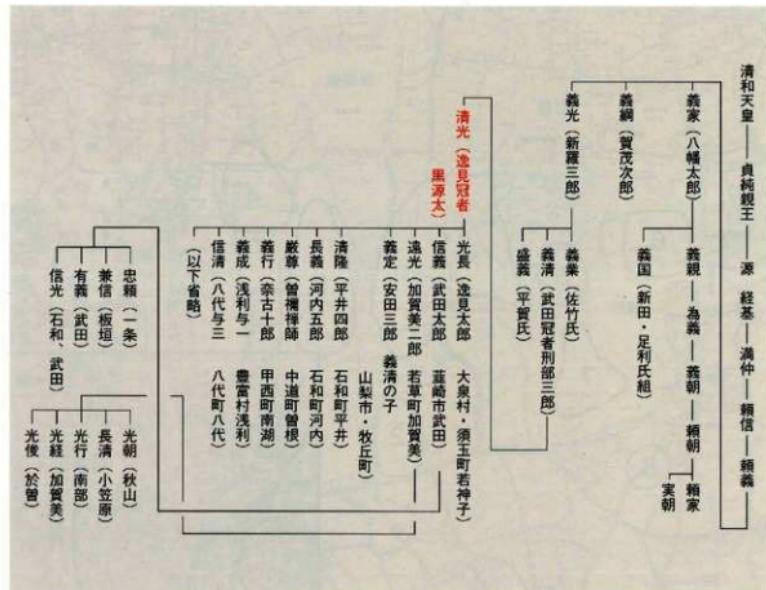
これまで谷戸城の本格的な発掘調査は行われたことはないが、昭和50年から翌年にかけて山梨大学考古学研究会によって詳細な測量調査が実施された^③。この調査により、郭や土塁、堀といった施設の配置を総合的に把握、検討できるようになった意義は大きい。

また、昭和56・平成1・4・7・8・9の各年度に試掘調査を行い、それぞれの成果をあげている。詳細については第4章で述べることとする。

（1）八巻與志夫 1980 「谷戸城」『日本城郭体系』8 長野・山梨 新人物往来社

（2）志田 謙一 1992 「武田義清・清光をめぐって」『武田氏研究』9号 武田氏研究会

（3）山梨大学考古学研究会 1978 『御所遺跡発掘調査報告』山梨大学考古学研究会調査報告書第1集



甲斐源氏系図

2 周辺の遺跡

八ヶ岳南麓は绳文時代の遺跡が濃密に分布することで知られるが（2 城下遺跡、4 天神遺跡、5 御所遺跡、8 豆生田第3遺跡、9 史跡金生遺跡、12 別当遺跡）、それ以降平安時代に至るまでの遺跡分布は非常に希薄と言える。平安時代になると八ヶ岳南麓には官牧が設置されるなど、当時の開発の対象となり集落も徐々に増え始める（2 城下遺跡、3 山崎第4遺跡、8 豆生田第3遺跡、14 中村遺跡、15 中村第2遺跡）。これらの集落は古くとも9世紀後半から出現し、10世紀代にその数はピークを迎える。このような馬を飼育できる環境、開発が始まって間もない土地などを経済的基盤とした人々が、中世の遺構・遺物については県内有数の密集地帯といえる、特徴的な歴史環境を作り出したといえる。

1 史跡谷戸城跡は26 佐久往還、27~29 棒道の近くに立地し、周囲には対屋敷、町屋、御所といった地名が残る。また、12~13世紀の遺物が出土した2 城下遺跡、地下式土壙が検出された5 御所遺跡、9 金生遺跡B区、15 中村第2遺跡、掘立柱建物跡が検出された6 谷戸氏範跡、堀内下総守（16世紀前半の人）が城主と伝えられる県指定史跡10 深草館跡、15~16世紀の遺物と地下式土壙が確認された13 小和田館跡など、前述のように中世の遺構・遺物が多く確認されている。

さらに周囲に目を向けると、清光の城と言い伝えられる16 清太ヶ城とその居館と推測される17 古宮館、18 旭山砦、19 斑山烽火台、20 獅子吼城、21 中尾城、22 若神子城、23 能見城、24 日ノ出番、25 史跡新府城跡など、佐久往還沿いに城跡、烽火台、居館跡が多く造られていることが分かる。これらの城跡の多くは、天正10年の天正壬午の戦いの際に改修を受けたと推測され、新府城は徳川軍、若神子城は北条軍の最前線の城として使用された。



- 1 史跡谷戸城跡 2 城下道跡 3 山崎第4道跡 4 天神道跡 5 御所道跡 6 谷戸氏朝跡 7 前林山十三塚
 8 亞生田第3道跡 9 史跡金生道跡 10 深草船跡 11 別当十三塚 12 別当道跡 13 小和田道跡 14 中村道跡
 15 中村第2道跡 16 酒太ヶ城 17 古宮館 18 旭山峠 19 斑山烽火台 20 獅子吼城 21 中尾城 22 若神子城
 23 能見城 24 日ノ出港 25 史跡新府城跡 26 佐久往還 27~29 種道

第2図 周辺の遺跡

第2章 谷戸城跡を取り巻く経過と保存への動き

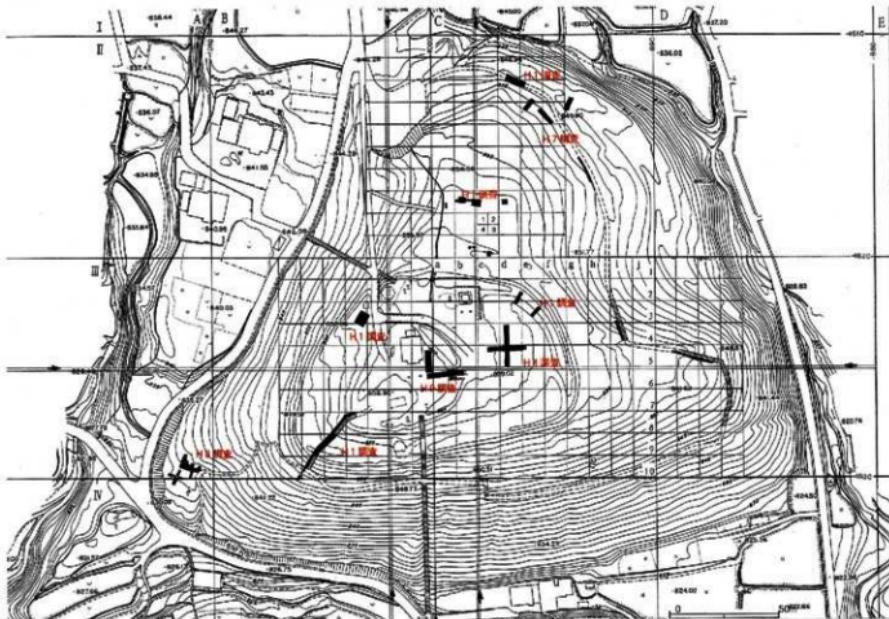
① 各種の指定と保護意識の高まり

甲斐国志の記載を根拠に武田氏の祖、逸見清光の居城と推定されてきた谷戸城跡は、その後、村民にとって村のシンボルとして強く印象付けられてきた。そして昭和47年10月30日付けで山梨県環境保全課から自然環境保全地区（歴史環境保全地区）に指定されたのを端緒に、昭和49年2月1日付けで村史跡に指定し、その後、昭和60年には「やまなしの歴史文化公園」「いずみの里」に指定される等、その価値付けを積極的に進めている。

また、昭和51年には山梨大学考古学研究会に委託して谷戸城跡の測量調査を実施し、これが谷戸城跡の学術的調査の端緒となった。

② 観光開発と保存運動

このような中、昭和56年には谷戸城跡を村の観光拠点として整備する計画が策定され、谷戸城跡の山頂部に天守閣型の資料館を建設する計画が進められた。これに対し、新聞紙上でも取り上げられ、郷土史研究家、歴史研究家から強い批判が寄せられ、「谷戸城跡の保存活用についての要望書」が山梨郷土研究会、山梨県考古学協会から連名で文書で提出された¹⁴⁾。これらの一連の批判の中、山梨県文化財保護審議会は同会長名で県教育委員長宛にやはり同時期に保存運動の展開していた須玉町若神子城跡と合わせて「谷戸城跡及び若神子城跡の保存についての意見書」を提出し、谷戸城跡を県指定史跡に指定し、保存を図るよ



第3図 調査グリッド配置図

う建議した。これを受けた県教育委員会文化課ではその作業に向けて村教育委員会に対し地権者の確認等の準備を進めるように指示を出した。しかし、この段階での地権者の県史跡指定についての同意を得るまでは至らず現状のままとなった。

村では県史跡指定の同意こそ得られなかったが、このような批判の中、天守閣型の資料館の建設計画を白紙撤回する。これと並行して、一連の事業として城跡全体に対して桜の植樹計画を進める。この過程で一部手続上の詰屈から発掘調査着手以前に掘削に着手し問題となつたが、後に県教育委員会と協議し、五の郭の桜植樹部分で発掘調査を実施することになった。これが事実上の発掘調査の端緒となり、以後も開発計画に沿って発掘調査が実施されることとなる。この判断は村の活性化を目的とした天守閣型の資料館建設計画を断念する村側にとって最大限の譲歩であったのだが、文化財保護サイドとしては文化財担当職員の配置の遅れもあり、その後、無届で小規模に桜の改植が行われる等、虫喰い的に城跡の破壊が続くことになり、大きな問題を残す結果となった。その痕跡は今年度から行われている整備のための面的調査によって次第に明らかとなってきている。

このような問題もあったが、その後、昭和58年には四の郭の芝張り工事に伴う調査、平成元年には園路等の整備に伴う発掘調査が実施されている。

ところで、数々の問題を露呈したこれら一連の動きの中で、谷戸城跡を村のシンボルとして昭和56年より「ふるさと祭」と銘打ったイベントが毎年開催されるようになったことは、文化財を素材としたこの企画が村民相互の親睦を図るのはもとより、文化財保護意識を高揚させる画期的なものであった。

③ 国史跡指定に向けて

このような開発目的の調査から国史跡指定を前提とした学術調査に変換したのは平成4年度からである。村では当時村史跡の谷戸城跡の調査、保存、整備、活用の方向付けと、その事業の効果的な展開を図るために平成4年6月に谷戸城跡調査保存整備委員会を組織した。

この調査保存整備委員会の検討を経て、平成4年度は個別の調査が先行して全体の縄張が埋めていなかつたことから、地中レーダー探査を実施しその把握を試みることとした。また、その結果を受けて建物遺構の想定される部分の試掘調査を実施することとなつた。

その後平成5年11月29日付けで谷戸城跡は国の史跡に指定されている。これを受けた上記委員会は名称を史跡谷戸城跡調査保存整備委員会と改め、基本構想の策定、基本計画、調査計画の検討の場として継続的に開催されている。

序保記 第21号	
大泉村長 山田 進	
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。	
平成5年11月29日 文部大臣 赤松 良子 記	
1 (1) 名 称	谷戸城跡
2 (2) 所在地および地域	別添のとおり
2 (1) 指定理由 ア 基 準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部第二（城跡）による。
イ 説 明	
谷戸城跡は、甲斐源氏武田氏の祖、逸見清光の居城と伝えられる鎌倉初期の城跡で、茶臼山と呼ばれる山頂に土塁・櫓などの遺構が良好に残っている。戦国大名武田氏の城館としては、現在、武田氏館跡、要害山、新府城跡、一族家臣の城として勝沼氏館跡が指定されているが、谷戸城跡も武田氏の発展過程を具体的に語づけることができる重要な城跡である。	
よって、史跡に指定し、保護しようとするものである。	
(2) 官報告示	平成5年11月29日付 文部省告示 第138号

4 国史跡指定について

史跡指定に至る大きな流れは前述したとおりであるが、実質的には平成4年11月24日の文化庁調査官からの指定の同意の取り纏めの指示の受理から本事業は開始される。

史跡谷戸城跡の地権者は建設省、大泉村などの団体を含め計37者であった。この中には旧村の谷戸村を母体とした谷戸組、それとほぼ構成員が重複する逸見神社が存在し、城内には同神社が管理する八幡神社も存在している。指定の同意の取り纏めもこの2団体を中心調整が図られ、最終的には谷戸組関係役員と行政関係者から指定促進委員会を組織し、旧村全体を巻き込んだ形で進展し、翌年2月13日に谷戸組の同意を得るに至っている。谷戸組は400軒ほどで構成され、合議制を用いているため一人の反対者があつても案件は否決されることになるのだがこの成果は特筆に値する。

その後個人の地権者の同意を取り纏め平成5年2月15日付けで指定申請書を提出し、より早期の告示を求めて国、県に陳情を繰り返し、平成5年11月29日付けで国史跡として告示されるに至る。ここまでの一連の動きは、むしろ住民、地権者主導で、行政はそれにつき動かされて事務を執行した感が非常に強い。それ故であろう、口頭受理から約1ヶ月間は役員の改選期を控え具体的に交渉することができなかつたのだが、実質2ヶ月あまりで400戸ほどの地権者の同意を取りまとめることができた。以上のように非常に短時間で全地権者の同意が取り纏められたのは、旧村の谷戸組の役員のご努力はもとより、「ふるさと祭」等を通じて熟成されてきた村民の文化財保護意識の高揚が背景にあったことを明記しておきたい。

地中レーダー探査について

地中レーダー探査を平成4年に実施したことは前述したが、この大きな特徴は、非破壊で地中に埋没している遺構の存在、その種類を類推できることにある。その要旨は地上を移動させるセンサーから、電波(電磁波)を土中に伝播させ、電気的特性の異なる物質との境で発生する反射波を捕らえ、その回帰に要した時間、強さを測定し、カラーモニター上にパターン図として表現する。これをパターンデータといい、このデータ図を電波の地中における運動理論と、当該地の地中の特性、状況とを加味し、検査目的を確認し、解析する。これにより地中の状況を知ることができる。電波による地中の探査深度範囲は、土質によって異なり、国内では普通2mから3mが限度である。

このように優れた特性を持った地中レーダー探査ではあるが、現在までの精度では土壌、空堀、地下式坑等の規模の大きなものは的確に把握されるが、測線の設定の粗密にもよるが掘立柱の建物遺構、土坑等については必ずしも的確には把握できないのが現状である。このような特性から今回の調査では城跡全体の縦張の確認に主眼をおいて実施した。

以上の特性を踏まえ、以下に調査所見の概要を示す^②。

1. 地盤土質状況とデータ

表土近くに火碎流と見られる土塊の混入する土質があると見られ、データ上、溝などの埋没土と周違いやすい。全体に盛土と見られる土質が多く、土質は比較的均質性の高い土質で構成されていると見られるが、長い年月に風化を伴い、データ上は複雑な反応を示す。

2. 谷戸城跡基盤部原形の推測

谷戸城跡の構築される以前の状況は、現在の地形より山頂部付近で2から3m程度低く、ここを頂点として東側に丘陵を形成し、東衣川に面する。また、北側は細い尾根を形成している。南側は急な傾斜を持つ。これはハケ岳方向からの舌状形丘陵地形であると見られる。西側については西衣川の氾濫など、地形変形を受けている可能性が高い。

3. 谷戸城跡の形状

各帯郭などテラス状の郭などは埋没状態になっており、この埋没した土砂がその上側の土塁等の土砂とすれば、復元する土塁などの斜面の形態は極めて急な傾斜であったと推測される。

また、データの状況から見て西斜面は造成盛土などが崩壊し、郭などが消滅したものが、自然地形を巧みに利用したものかが考察される必要がある。

東側から北側にかけての比較的緩やかな斜面は状況を分類すると郭、溝、土塁などが同心円状に配置され、東斜面の丘陵部には郭に入る虎口を設けていたことが推測される。

以上からこの城は南から西方向にかけて自然地形を生かした郭配置であり、東から北方向にかけては防護構造物を複雑に配置し、侵入者に備えたと見られる構造が概念化される。

4. 谷戸城跡の建物遺構について

四の郭、五の郭の一部に建物遺構、または何らかの遺構として得られる有機土反射を伴うデータが見られる。ただし、構造地盤の関係からデータだけで決定するには不確定な要素が多い。これは山城の盛土地盤の場合、時代の経過（木・草の根・動物による搅乱等）が建物遺構の破損につながるケース多いため、試掘による確認も困難なことが多い。

二の郭は乱雑な点状のデータが多く、このようなデータは転石、柱穴など各種の状況に見られるが、通常建物などがあった場合存在する基壇、または版築のような状況が全く見られない。また、系統的データが無く、建物跡としての条件がデータではない。また、現代の搅乱穴（ゴミ穴）のような場所も見られる。このことから必要な場合は試掘等による直接確認が望ましい。

- (1) 山梨県埋蔵文化財保存対策特別委員会 1991 「山梨県考古学協会保存運動10年の歩み」「山梨県考古学会誌」第4号を参考とした。
- (2) 大泉村教育委員会 1992 『谷戸城—遺跡調査地中レーダー探査報告書』より抜粋、一部改変。



第4図 谷戸城概念図

第3章 (調査保存整備委員会と整備基本構想)

① 調査保存整備委員会の設立の経過

調査保存整備委員会が設立したのは平成3年10月、村、及び村議会に対し、谷戸組、逸見神社氏子総代会長から谷戸城跡及び八幡神社の有効活用について陳情があったのを契機として県教育委員会との協議が開始されたことに端を発する。先の陳情については非公式にではあるが国史跡指定の打診があったことから国、県と協議しながら継続して取り組んでいくこととした。これらを背景として県教育委員会学術文化課と協議の結果、調査保存整備委員会を組織して今後の方針付け、調査計画等の検討をしていくことになった。

委員会の構成は村長を委員長、副委員長を村教育委員長として県文化財保護審議会委員をはじめとした学術関係者、村議会議長、村教育委員会教育長等の行政関係者、谷戸組長をはじめとした地権者の代表者で構成し、参与として県教育委員会学術文化課担当職員、県埋蔵文化財センター職員を委嘱し、事務局を村教育委員会に置いた。

会議は不定期に開催され、現在までに整備基本構想の検討、調査計画の検討がなされてきた。

② 整備基本構想について

整備基本構想は平成6年度村単独事業で策定している。この策定に際しては国、県との調整を図りながら調査保存整備委員会の中で検討し、その成果は村議会でも報告されている。

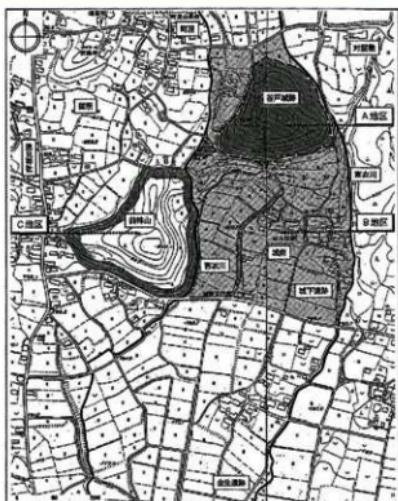
内容的には史跡の概要、保存管理計画、保存整備計画、活用計画で構成される。以下にその概要を示す⁽¹⁾。

保存管理計画

史跡の現況はほとんどが民有地であるが、県の歴史文化公園に指定され、大部分の面積を村が借地し遊具、便益施設を置き、公園整備されていることから管理状大きな問題は無いのだが、現況のままでは適切な保存のもとに史跡の活用が行われているわけではない。更に未公有地があるが故に開発行為の生じる可能性も否定できない。このような状況から指定地の十分な日常管理、公有化、調査研究、保存整備、活用化の促進とともに、史跡環境を守り、史跡の活用や拡張に結びつけるようることを基本方針とする。

以下に指定地及びその周辺を地形状況、土地利用状況、他法令等の規制から地区区分し、管理計画の基本とするが、今後の調査

史跡谷戸城跡保存整備委員会規約
(名 称)
第1条 本会は、史跡谷戸城跡保存整備委員会(以下「委員会」という)とする。
(目 的)
第2条 委員会は、史跡谷戸城跡との関連について、現状を十分に把握し、その適切な調査、保存、整備、活用を図ることを目的とする。
(事 業)
第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各種事業を行う。
1. 現状、保存、整備、活用の基本的指針を定めること。
2. 調査、保存、整備、活用の基本的指針・資料に關すること。
3. その他、委員会の目的達成のための事業。
(規約及び附則)
第4条 本規約は、次の各号に掲げるものもって締結し、委員は付託が奏する。
1. 文書認可の行政機関の代表者
2. 行政監査役の代表者
3. 学術顧問者
4. 地域の代表者
(委員長及び副委員長)
第5条 委員会は、委員長及び副委員長を各1名を置く。
1. 委員長は大蔵幹部をもってて、副委員長は大蔵幹教育委員会教育委員長をもっててあるものとし、その在籍範囲とする。
2. 副委員長は委員長を兼任し、委員長がかけたとき、または事務のあるときは、その職務を代行する。
(顧問及び助役)
第6条 会議に於いて、顧問及び助役五名を置くことができる。顧問及び助役は、委員長が選任する。
(任 期)
第7条 委員の任期は、本規約が終了するまでとする。ただし、関係組織をもって委員となるものは、その在籍範囲とする。
(会議)
第8条 委員会は委員長が開催し、会議の議題は委員長が定める。
(意見の開示等)
第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に招き出席せ、説明または、意見を聽取ることができる。
(専門委員会)
第10条 委員会は、必要がある場合は大蔵、公有地の利用実態を実施し、監査対象を抽出・立案するため、専門委員会を設置する。
2. 専門委員会に於する委員は委員長が指名する。
(事務局)
第11条 委員会の事務局は、大蔵幹教育委員会内に置く。
(その他)
第12条 この規約に定めるもののはず、委員会に於て必要な事項は委員長が委員会に提出して定める。
附則 この規約は平成4年6月1日から施行する。
平成6年6月25日 一起改正
平成10年2月10日 一部改正



第5図 管理計画区分図

の進展や社会環境の変化に応じて修正を加えるものとする。

- A地区（史跡指定地区）全面公有化し、本構造の保存整備計画に基づき調査、整備を進めていく。
- B地区（遺構保護地区）指定地区に隣接することから関連遺構の存在が推定される。建物の外観や高さなど史跡景観等との関連上極端に相容れない計画については協議し適切な措置を行なう。重要遺構の検出、遺構景観の必要によっては史跡指定の拡張、公有地化を検討する。
- C地区（環境保護地区）前林山一帯である。谷戸城跡の史跡環境を保護する地区である。この地区での大きな現状変更については自粛を要請し、現況の保全に努める。

保存整備計画

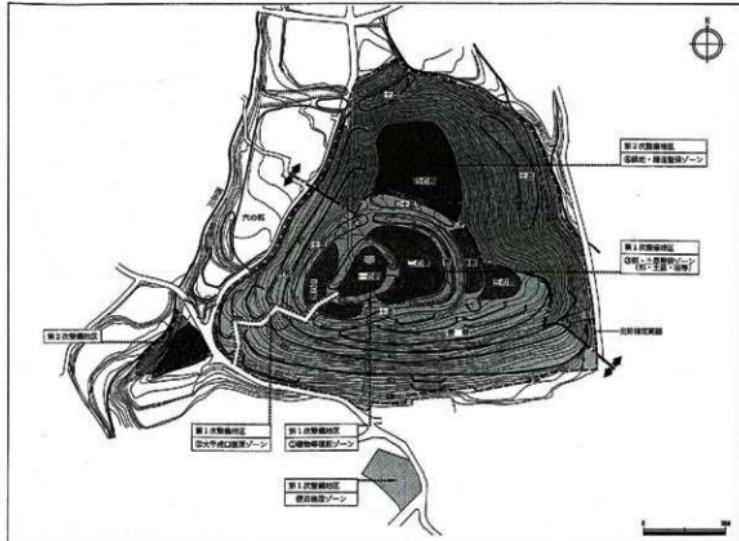
今までに史跡指定地内の調査が不十分であることから、今後の調査結果により柔軟な対応を必要とすることを前提とし、事業の具体化のための方向性を示す。

●整備全体方針

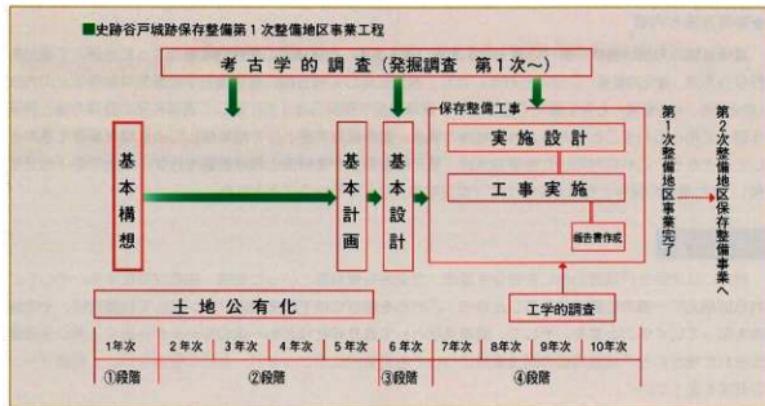
史跡の現況は各郭、土塁、帯郭など遺構の痕跡が明瞭であり、郭の配置は理解しやすい。しかし、虎口や堀など縄張については土砂流出、公園施設などの新設工事により遺構の損壊や形状変化が生じており、当時の形態が解りにくい状況である。

城跡の整備は第一に城構え、すなわち大手、虎口、土塁、堀などの戦いに備えた施設と郭の配置を明らかにすることにある。第二に城の使われ方の理解を進めるために建物や門などの構造物の復元があげられる。第三として郭の平地や地形の高低変化を生かした広場・園路の有効な利用形態も史跡の活用として望ましいものと考える。

したがって谷戸城跡の整備は輪郭式の縄張を持つこの城構えがいかにあったか具体的に表現することを基本方針とし、その方法は前記3点を基本として検討する。また、事業化に際しては実現可能な構想策定であるべきことから段階整備と整備内容のゾーニング化を図り、整備計画を進めるものとする。

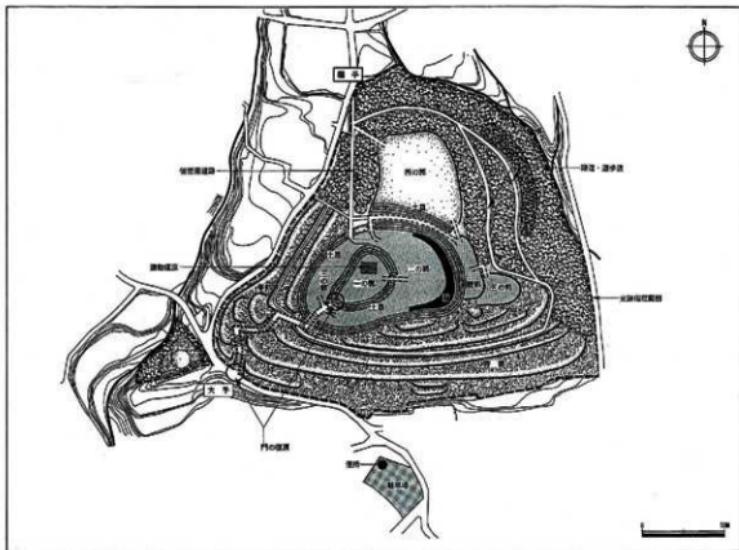


第6図 遺構整備ゾーニング図



●遺構保存計画

遺構整備においては遺構の保存が最も重要である。その保存は規模・範囲及び遺構の遺存状態に基づき、学術上の価値を損うことなく十分な措置が講じられなければならない。そのため谷戸城跡では史跡としての学術的価値を損うことのないよう遺構の保存を第一義とし、指定地内全域を対象として整備を行なう。個々の遺構については既実施の調査を含め今後の調査結果に従い具体的方法を検討する。保存措置法には現状保存、修理保存があるが、谷戸城跡は土構造物が主体であるので現状保存を主体に考え、具体的な方法としては土砂による埋め戻しを基本とする。



第7図 整備計画図

●整備方法と内容

遺構整備の方法は当初の原形に復元する方法（復元整備）と遺構面の保存措置を行なった外側にて復元を行なう方法（復元的整備）に分けられる。また、現況に応じて部分的に修理復元や修景的な整備などの方法（部分整備、現況整備）も完全復元ではないが、遺構現況や整備の考え方方に応じて遺構各部の整備方法と調整を図って用いられることもある。谷戸城跡の場合、遺構保存方法として埋め戻しによる現状保存を基本としたことから、これに対応した整備方法は「復元的整備」や遺構面の保存措置を行なった上で「部分整備」、また遺構の保存上支障がない上で「現況整備」などで行なうこととなる。

活用計画

村内には史跡谷戸城跡の他に史跡金生遺跡、歴史民俗資料館といった史跡、施設が存在する。そしてこれらは南北に一連の位置ににあることから、これらを結びつけて歴史周遊ゾーンとして位置付け、その活用を図っていくものとする。そして、関連見学として逸見神社なども一連のルートから近く、更に今後確認された場合の谷戸城跡周辺の廻遊遺跡についても将来的にポケットパーク的な整備を行い、周遊ゾーンの充実を図っていく。

また、広域的には中央自動車道長坂I.C.や八ヶ岳横断道路、JR中央本線小淵沢駅、小海線甲斐大泉駅のルート上にすることから、このゾーンは良好なアクセス条件と周辺の道路網を有しており、このゾーンを核として現在整備されている白旗神社や井戸溜水地の四阿などのように、村内の天然記念物や名所などの駐車場や説明・休憩施設などの整備を進めることも将来の広域的活用に有益であると考えられる。

更に、大泉村のみならず長坂町など近隣自治体との連携を図って広域的遺跡ネットワーク（例えば戦国時代武田の歴史をたどる遺跡探訪ルートなど）の展開も検討課題としてあげられる。

(1) 大泉村 1995 『史跡谷戸城跡保存整備基本構想報告書』より抜粋、一部改変。



第8図 大泉村の歴史周遊ゾーンへのアクセスルート図

第4章 (調査の経過と本年度の成果)

1 過去の調査とその成果

昭和56年度 (写真1.2)

桜の植樹に先立って、二の郭を取り巻く土塁の東側基底部から五の郭にかけての範囲（以下、便宜的に五の郭と総称する）と城跡の北東斜面の2カ所において試掘調査を行った。トレンチは幅3m、長さ30～40mと長大なもので、前者には東西方向に4本、後者には等高線に直交するように6本配置した。北東斜面からは遺構・遺物は発見されなかったが、五の郭の部分ではピット1、柱穴痕を有する土坑1、内耳土器出土の土坑1、瓦石出土の土坑1、壠状遺構のほか、青磁片（龍泉窯系）1点と礎石状の石2個を確認した。



写真1 五の郭 No.3 トレンチ



写真2 内耳土器出土状況

平成元年度 (写真3)

城跡内の公園整備工事に先立って試掘調査を行った。調査地区は、建造物の建てられる三の郭及び四の郭の一部、園路のうち、城跡の北東斜面と五の郭の北側、一の郭から三の郭へ下る部分の計5カ所である。また、学術的な目的で二の郭を取り巻く土塁の北東側を截ち割り調査している。試掘調査では、一の郭から三の郭へ下る部分において一の郭の土塁と三の郭の平坦面、さらにその外側を巡る土塁を検出した。二の郭の土塁截ち割り調査では、ローム層の上約40cmの自然堆積層、さらにその上約100cmの盛土層を確認した。遺物は、一の郭から三の郭へ下る部分からかわらけの破片数点と常滑の窯の破片1点、二の郭の土塁内側の空堀から内耳土器の破片1点が出土した。



写真3 土塁截ち割り状況

平成4年度 (写真4.5)

二の郭のほぼ中央に幅1.5m、南北19m、東西16mの十字形のトレンチを配して調査を行った。遺構は後述するように柱穴ピットを幾つか検出していたはずであるが、二の郭が広範囲に搅乱を受けていたため発見が遅れ、この時の調査では柱穴ピットとして認識できなかった。出土遺物は内耳土器とかわらけの破片少量と青磁片1点であった。



写真4 二の郭トレント 東→西



写真5 二の郭北トレント 搾乱状況

平成7年度 (写真6.7)

城跡北東斜面の空堀の確認調査を行った。現況調査と平成4年度の地中レーダー探査によって、この北東斜面は横斜の緩い部分と急斜面とを土壘によって分け、緩傾斜部分にテラス状平坦面とその外側の空堀というセットを幾つかが設ける構造をとっており、この斜面を東西に分断する南北方向の縦堀の存在も推定されていた。調査は幅1.5m、長さ6~8mのトレントを南北方向に2本、東西方向に1本配して行った。残念ながら縦堀を捉えることはできなかったが、2号トレントの断面において客土層を確認したことから、この付近に低い土壠が巡っていたと考えられる。3号トレントからは底幅140~150cm、現地表面からの深さ200cm以上の空堀を検出した。



写真6 2号トレント

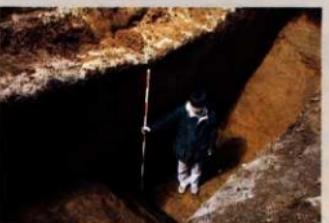


写真7 空堀検出状況 (3号トレント)

平成8年度 (写真8.9)

城跡の南西隅に想定されていた大手の確認調査を行った。調査前は石垣と小規模なテラスが確認されていた。調査の結果、東西方向の横堀と南北方向の縦堀を検出し、石垣は横堀が埋没した後に築かれたもので、縦堀が埋没した後に石垣の増築が行われていることも分かった。遺物の出土が無いため定かではないが、横堀と縦堀を配する形態は戦国時代の城郭に多く見られる形態で、この両者が同時に機能していたと想定すると、石垣は城の癡絶後の所産と考えられる。また、石垣の南に広がるテラスは堀の外側に位置し、防衛施設を持たないため郭としての機能は考えられず、近年まで設置されていた秋葉神社の石祠に伴うものと判断した。以上のことから、この地点を大手と考えるのは困難となった。



写真8 推定大手地点調査前



写真9 石垣と東西堀検出状況

平成9年度 (写真10～13)

一の郭の虎口部分を中心に調査を行った。その結果、現在残る土塁の下へ消えて行く空堀状遺構、礎石状石列のほか中世の所産と考えられる土坑（5号土坑）が確認された。空堀状遺構は東方からの大量の土により埋没していることから、この外側（二の郭側）に土塁のあったことが想定され、現在の姿に改修される際に郭の規模が縮小されたと推測される。また、空堀状遺構が現在の虎口に及んでいないことは、改修に当たっても虎口の位置は変更されなかったと考えられる。空堀状遺構からの出土遺物が無いため、時期は不明である。礎石状石列は空堀状遺構が埋没した後のものであることが土層断面の観察から推定されているが、全体から見た位置関係や石の配列から何らかの施設を想定するまでには至らなかった。5号土坑は長軸4.4m、短軸1.3mの隅丸長方形を呈し、覆土中より建築廃材と考えられる多量の炭化材とかわらけの破片が出土した。



写真10 一の郭トレーンチ 東から



写真11 空堀状遺構土層断面



写真12 礎石状石列検出状況



写真13 5号土坑

2 本年度の調査とその成果

1 調査計画及び方法

史跡谷戸城跡の整備に向けた遺構確認調査は5ヶ年計画で進められるもので、その5年間に六の郭を除く全ての郭の調査を終了する予定である。

その調査方法は、公共系座標を基準とする100m四方の大グリッドを10m四方のグリッドに、さらにそれを5m四方に分割して調査トレンチを設定し、トレンチ間に幅1mのベルトを残すこととした。このベルトは土層断面を観察するためのもので、調査目的からも後世にその成果の検証が可能となるようにとの配慮からである。調査時にはまず各郭の中央を通る東西ラインと南北ラインに沿って掘り進め、そこで層序を確認したうえで面的な調査を行うという順序を基本としている。この2つのラインについては土層断面図を作成することとし、その他にも必要に応じて断面図を作成することとした。グリッド名は100mグリッドを西から東へA～E、北から南へI～IVとし、この大グリッドを10mグリッドに分割後、西から東へa～j、北から南へ1～10と記号を付した。さらに調査トレンチに対しては、北西のものを1とし、以下時計回りに2～4と番号を付した。よって標記する場合はa-1-2とし、a-1が10mグリッド、それに続く2が調査トレンチの位置を表している。遺構が確認された場合はその種別ごとに番号を付け、遺物は遺構に伴うものとグリッド一括のものとに分けて取り上げる。

以下に各年度の調査計画を示す。

平成10年度	二の郭と五の郭の層序確認を行い、二の郭の北東部分の調査を行う。
平成11年度	三の郭と四の郭の層序確認を行い、四の郭の東半と五の郭の西側の調査を行う。
平成12年度	一の郭の層序確認を行い、二の郭の南半と三の郭の北側の調査を行うほか、城跡の北側斜面に存在が推定されている空堀などの遺構の確認を行う。
平成13年度	四の郭から南に続くテラス状の平坦な部分の層序確認を行い、一の郭の西側と三の郭、四の郭の西半の調査を行う。
平成14年度	一の郭の東半、二の郭の北西部分、五の郭の西側のほか、四の郭から南に続くテラス状の平坦な部分の調査を行う。



第9図 史跡谷戸城跡郭配置図

2 本年度の成果

二の郭 (写真14)

二の郭には36のトレンチを設定し、調査を行った。その結果、柱穴ピット35、土坑8、集石2、焼土跡2、土壘の内側を巡る空堀、ローム質土層による地表面を確認した。土坑と集石については、2号土坑と3号土坑以外は全て縄文時代の所産と考えられる。



写真14 二の郭全体 (西側より)

●堀立柱建物跡 (写真15~17)

c-4-2~4、c-5-2・3、d-4-4、d-5-1~3、e-5-1・3・4において合計35の柱穴ピット及びその可能性のあるものを検出した。柱の痕跡を残すものは無いが、規則的に配列する部分のある点とその多くが共通した覆土の特徴を持つため柱穴ピットと判断した。二の郭は広範囲に渡って搅乱を受けているため、ピット11のように本来は表土直下で確認できるはずなのだが、表土下30~40cmまで掘り下げなければ検出できなかつた。よって、幾つかの柱穴ピットは擾乱により消滅していると考えられる。これらの柱穴ピットは最初に大きめに掘った後、その穴の壁に沿って黒色土か黄褐色土を入れて整形し、残りの部分に粘性の強い土を非常に硬く結びた状態で入れている。断面観察から、練って混ぜ合わせた土を根固めに使っていたと考えられ、ほとんどの柱穴ピットで確認されている。その分布の中心は郭の中央付近にあり、芯々の距離は南北が140cm前後、東西は170cm前後を測るものが多く、東西軸は東側が若干北へ振れている。これは、郭を囲う土壘のラインに合わせたためと考えられる。建て替えの可能性については、重複あるいは近接しているものがd-5-2、d-5-3で確認されているが、今後の南半の調査結果を待って検討したい。遺物は、ピット5・7・8・9・10・24・25・27より縄文土器片が出土している。



写真15 柱穴ピット検出状況



写真16 ピット11断面 (c-5-2)



写真17 柱穴ピット断面

●空 堀 (写真18~20)

空堀はc-8-4、f-5-4、e-4-3、e-5-2、c-2-3のトレンチで検出し、二の郭を囲う土壘の内側に沿って掘り込まれていることが確認された。断面形からは窓研堀と考えられるが、c-8-4(南)→c-2-3(北)と巡って行くうちに上幅と底幅は広がる傾向にある。c-2-3に至っては逆台形のような断面形となり、土壘側の斜面は中位に段を設けて、底部に至る傾斜を急にしている。しかし、勾配についてはこのc-

2-3 土壘側を別として約40°と一定である。また、以前から指摘されているように、南に比べ東～北側の土壘が高くなっていることも改めて確認された。二の郭は搅乱を受け、土壘頂部は表土を除去していないため正確な値ではないが、二の郭の面から堀底までの深さはc-8-4で約200cm、f-5-4(東)・c-2-3で150～160cmとなっている。そして、土壘頂部から堀底までの比高差は前者が約270cm、後者が380～390cmを測る。土壘の高くなっている範囲が、四の郭とそこから南へ延びる郭状の平坦面に接した範囲と重なり、南の急斜面に接するc-8-4では土壘の盛り土が低いことからも、その目的がこれらの郭に対する防御の強化にあったことが分かる。後世、空堀は半分ほど埋まった段階で地業の施されていることも分かった。その層はローム質土を主体とし、非常に硬く締まったもので、すべてのトレンチから確認されていることから、この空堀を全周していると考えられる。通路として利用されたものだろうか。



写真18 空堀検出状況 (c-8-4)



写真19 空堀検出状況 (c-2-3 左土壘)



写真20 地業層 (中央 c-8-4)



写真21 地業面検出状況 (c-4-1)

●地業面（写真21）

c-4-1において確認した。表土下10～15cmの部分で確認され、ほぼ同じレベルに3号集石も検出されている。土層断面からは、若干掘り下げてからローム質土を入れている様子が観察できるが、厚さは数cmと薄いものである。他のトレンチには及んでないが、搅乱により除去されてしまった可能性がある。

●2号土坑

c-8-1に位置する。トレンチ外へ延びるが、南北220cm、東西130cmの範囲を捉えることができた。平面形は不整円形を呈すると考えられ、確認面からの深さは35cmを測る。出土遺物は縄文土器片3点であるが、空堀を一部破壊しているため時期は中世以降と考えられる。

●3号土坑

c-8-1に位置する。発見が遅れたため、南側の上層を破壊してしまった。南北70cm、東西120cmの長円形を呈し、確認面からの深さは55cmを測る。出土遺物は縄文土器片1点であるが、空堀が埋没してから掘り込まれたものなので、時期は中世以降と考えられる。

五の郭 (写真22)

五の郭には14のトレンチを設定し、調査を行った。正確には「四の郭から南へ続く郭状平坦面から五の郭にかけての範囲」であるが、ここでは便宜的に五の郭と総称する。調査の結果、土坑3、集石1、焼土跡2、ピット1、陥れ穴1、造成によるものと考えられる硬化面、空堀状遺構を確認した。土坑と集石は二の郭と同様に鎌文時代のものと考えられる。



写真22 五の郭全体 (西側より)

この五の郭では昭和56年度に桜の植樹に先立って試掘調査が行われている。今回の調査範囲とは部分的に重複し、空堀状遺構をg-5-3で、礎石状の石2個をj-6-1において確認した。

●空堀状遺構 (写真23)

g-5-3の南側壁近くにおいて確認した。空堀状遺構の北端に当たり、幅3.7m以上、確認面からの深さは50cmを測る。昭和56年度の調査時にも検出されており、その調査結果によると、この空堀状遺構は北端部より南5mの地点までは続いていることが分かっている。覆土は砂質の黒褐色土が主体で、径1~5mm程のローム質土粒と砂質土の混ざり合った特徴的な土の層がみられる。この特徴は、二の郭の空堀の底部近くの覆土とも共通するものであるが、確認面からの深さ50cmは堀としての機能を考えた場合、疑問が残る。また、北に隣接して南北90cm以上、東西260cm以上の隅丸長方形の浅い掘り込みがある。空堀状遺構に破壊されているが、その西端近くからは25×40cmの大きさの上面の平らな石が出土した。



写真23 g-5-3 (左が空堀状遺構)



写真24 9号土坑 (右) とピット (左) (g-5-3)

●9号土坑 (写真24)

g-5-3に位置し、東側半分を検出した。検出した範囲では径105cm、確認面からの深さ25cmを測り、平面形は円形を呈するものと考えられる。出土遺物は無いが、覆土上層に空堀状遺構で観察された特徴的な混合土と似た土が確認された。このことから、空堀状遺構と近い時期の遺構と判断した。

●ピット (写真24)

g-5-3に位置し、東側半分を検出した。検出した範囲では径25cm、確認面からの深さ50cmを測り、平面形は円形を呈する。覆土は砂質の褐灰色土を主体とし、空堀状遺構で観察された前述の混合土は確認されなかった。昭和56年度の調査では、正確な位置は不明だが、このピットより南約4mの土塁基底部に径

15~20cm、ローム上面からの深さ40~50cmのピットが検出されていることから、何らかの施設のあった可能性も考えられる。出土遺物は無いが、9号土坑と同じ層から掘り込まれていることから、空堀状遺構と9号土坑、このピットとも近い時期の遺構と考えられる。

●硬化面（写真25.26）

j-5-4とj-5-3の南西隅及びa-5-4の南東隅で硬化面を確認した。前者は表土下15~25cmの部分で検出し、硬く固まった砂質の灰黄褐色土に1~2cm大のロームブロックと炭化物が含まれている。土層断面からはうまく捉えることはできなかったが、j-5-4を境としてこれより西ではほとんど砂を含まない土が、東では砂質の土が堆積している。

a-5-4では表土下約10cmの部分で検出し、ローム質土を突き固めたような層が狭い範囲で確認された。北側が擾乱により破壊されているため全ての範囲は知り得ないが、他のトレーニチには及んでいない。厚さは4cmを測り、炭化物が出土している。



写真25 j-5-4 硬化面検出状況



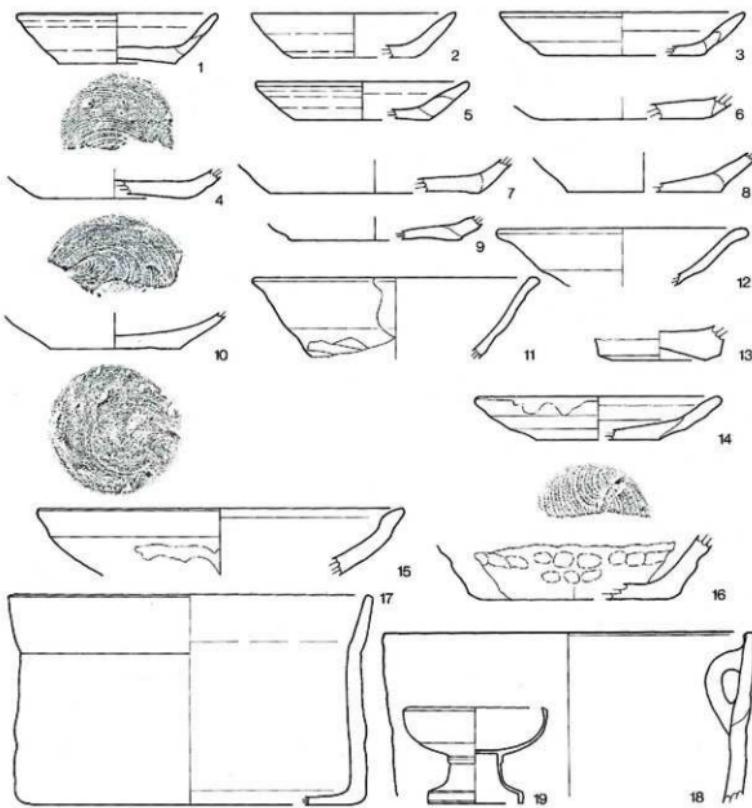
写真26 g-5-4 硬化面検出状況 (右奥)

●礎石状の石（写真27）

前回の調査で確認されていたj-6-1の礎石状の石2個については、出土レベルが1号集石の確認面に近く、石を畳くために掘り込んだ形跡も認められないことから、礎石や根固め石ではないと判断した。しかしj-5-4（写真25）においては、これより高いレベルにある硬化面中より10~20cm大の石が散乱して出土していることから、これらの石が根固めに使われていた可能性もある。



写真27 純石状の石 (左) と1号集石 (右) (j-6-1)



第10図 二の郭・五の郭の出土遺物 (1~15.19はS=1/2 16~18はS=1/4)

出土遺物

1~10はかわらけで、1はc-3-2、2はc-3-3、3はc-4-1、4はc-7-4、5はd-3-3、6はd-4-2、7はd-4-3、8はd-4-4、9はf-5-4、10はj-5-3より出土。11、12は平安末期の甲斐型杯で、共にj-6-1出土。13はe-5-3出土の天目茶碗の高台部分。14はc-8-1出土の縁駆小皿(灰釉)。15はd-4-4出土の灰釉陶器皿。16はc-7-1出土の縁底部か。外面に指領圧痕が明瞭に残る。17はc-8-4の空堀覆土中。18はd-3-1の摸乱土内より出土の内耳土器。19はc-7-1出土の銅製の仏龕具で金銅製の可能性もある。

調査組織

調査主体 調査機関	大泉村教育委員会 大泉村教育委員会
事務局	教育長 藤森 勇夫（～平成10年9月30日） 藤原 昭（平成10年10月1日～） 課長 藤原 宝 教育係長 新藤 恵 主任 伊藤 公明 調査員 渡邊 泰彦
調査担当者	
発掘作業員	相吉よしあ、浅川達子、浅川日出子、浅川房子、浅川洋子、進藤キクエ 進藤たかね・藤森里美・細田絹代・三井明美・三井光恵
整理作業員	浅川洋子・細田絹代・三井明美

報告書抄録

書名	史跡谷戸城跡（しせきやとじょうあと）	
副題	平成10年度 環境整備事業に伴う発掘調査概報	
卷次	I	
シリーズ名・番号	大泉村埋蔵文化財調査報告 第11集	
編著者名	伊藤公明・渡邊泰彦	
編集・発行機関	大泉村教育委員会	
連絡先	〒409-1502 山梨県北巨摩郡大泉村谷戸3025 TEL (0551) 38-3115	
印刷所	ほおずき書籍株式会社	
発行日	平成11年3月31日	
史跡谷戸城跡	遺跡所在地	山梨県北巨摩郡大泉村字城山
	地形図名	1:25,000 谷戸
	位置および標高	北緯35° 51' 15" 東経138° 23' 20" 頂上862m
	主な時代	縄文時代・中世
	主な遺構	土塁、空堀、掘立柱建物跡、地業面、土坑、集石、陥し穴
	主な遺物	かわらけ、内耳土器、陶磁器、縄文土器、石器、黒曜石
	特殊遺構・遺物	銅製仏龕具（金銅製か）
	調査期間	1998年7月27日～1998年12月21日

史跡 谷戸城跡

平成11年3月31日 発行

発 行 大泉村教育委員会

〒409-1502 山梨県北巨摩郡大泉村谷戸3025

TEL (0551) 38-3115

印 刷 ほおづき書籍株式会社

〒381-0012 長野県長野市柳原2133-5

TEL (026) 244-0235

